

平成20年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

平成20年8月1日瑞穂町教育委員会第8回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉野 ゆかり 君 ・ 2番 吉岡 康 君 ・ 3番 大澤 利夫 君 ・ 4番 岩田 良男 君
5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第39号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第40号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令

日程第5 議案第41号 瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

日程第 6	議案第 4 2 号	平成 2 1 年度使用小学校教科用図書の採択について
日程第 7	議案第 4 3 号	平成 2 1 年度使用中学校教科用図書の採択について
日程第 8	議案第 4 4 号	平成 2 1 年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第 9	議案第 4 5 号	平成 2 1 年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第 1 0	議案第 4 6 号	第 6 8 回国民体育大会庁内連絡会設置要綱
日程第 1 1	議案第 4 7 号	瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の一部を改正する告示
日程第 1 2	議案第 4 8 号	瑞穂町耕心館条例施行規則を廃止する規則
日程第 1 3	報告事項 1	教育長職務代理者の指定について
日程第 1 4	報告事項 2	瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定報告

開会 午後 1 時 3 0 分

岩田委員長 只今の出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

岩田委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、委員長において、3番 大澤委員を指名いたします。

岩田委員長 日程第2 諸報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりですが、1点抜けておりました。7月31日木曜日ですが、残堀川整備完成事業実行委員会が福祉会館で行われました。これに出席しましたが抜けておりましたので、報告いた

します。

岩田委員長 委員長報告は4点あります。7月18日に平成20年度の産業まつりの実行委員会が開催されました。次に7月24日に教科書採択協議会が開催されました。本日の議案にあります教科書の採択については、この採択協議会で各科目ごとに調査委員から現在の教科書についての報告がなされ、それを参考に決定をさせていただきました。7月30日に市町村教育委員会連合会の第2回研修推進委員会が開催されまして、平成20年度の研修計画が策定されました。7月31日に岩本教育長より報告がありましたが、残堀川整備完成事業第4回実行委員会が行われ、事業の会計報告等が行われました。費用を抑えながら、大変すばらしい結果が残せたようでございます。以上でございます。今までの報告で、何か質問はありますか。

(質疑なし)

岩田委員長 それでは質疑もないようですので、以上で諸報告は終了いたします。

岩田委員長 日程第3 議案第39号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第39号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

学校教育法の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細については、村野学校教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の詳細について、説明いたします。

今回の改正では、大きく4つの条項等を新たに追加するものであります。まず1点目ですが、題名の次に第1章の総則から第3章の雑則までの目次を付するものであります。2点目ですが、第9条の4、学校運営連絡協議

会について、学校の管理運営に保護者、地域住民等の意見を反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を置くとするものであります。第2項から第6項では、学校運営連絡協議会委員の内容等について定めるものでございます。3点目ですが、第9条の5、部活動の設置について、中学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとするものと定めるものでございます。第2項では、所属職員に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。第3項では、部活動の補助として、所属職員以外の者に指導業務を依頼することができる。第4項では、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。と定めるものでございます。4点目ですが、第22条の2、学校評価について、学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果及びその結果を踏まえた改善方策を公表するものと定めるものでございます。第2項では、児童又は生徒の保護者、協議会委員その他学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。第3項では、評価の結果を委員会に報告しなければならない。と定めるものでございます。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

経過措置として、この規則の施行の際、現に学校運営協議会又はこれに準ずるものの委員に委嘱されている者は、改正後の第9条の4第3項の規定により委嘱されたものとみなすとするものでございます。以上、簡単ではございますが説明いたします。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

岩田委員長 第22条の2に、「その結果を公表するよう努めるものとする。」とありますが、これは努めるということで、公表しなければならないといった、しっかりした決まりはないのでしょうか。

学校教育課長 この文言ですが、公表しなければならないと同じ意味合いであります。

岩田委員長 はい、分かりました。

岩田委員長　ほかにご意見、質問等はございませんでしょうか。
（質疑なし）

岩田委員長　それでは質疑もないようですのでお諮りします。議案第39号を原案どおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各委員　異議なし

岩田委員長　異議なしと認め、議案第39号は原案どおり可決されました。

岩田委員長　日程第4　議案第40号　教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令及び日程第5　議案第41号　瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令については、関連がございますので一括議案とさせていただきます。提案者より順次提案理由の説明をお願いします。

岩本教育長　議案第40号　教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、訓令を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。内容ですが、第2条第1項第8号及び同条第2項第7号中「の承認」を「、育児短時間勤務」に改めるものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成20年8月1日から施行し、改正後の第2条第1項第8号及び同条第2項第7号の規定は、同年7月1日から適用するものであります。

岩本教育長　次に議案第41号　瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、訓令を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。内容ですが、別表第4条関係で、2の所属職員の管理に関することの(2)職員の服務に関することのうち、「育児休業」の次に「、育児短時間勤務」を加えるものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成20年8月1日から施行し、改正後の別表2の部(2)項の規定は、同年7月1日から適用するものであります。以上、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。
吉野委員 説明のありました、育児短時間勤務というのは、何時間の勤務になるのでしょうか。
学校教育課長 育児短時間勤務の勤務形態は、4つあります。

1日4時間×5日（週20時間）

1日5時間×5日（週25時間）

1日8時間×3日（週24時間）

1日8時間×2日＋1日4時間×1日（週20時間）

それぞれ、週20時間から週25時間の勤務形態から選択することになります。

岩田委員長 何か、ほかに質問はありませんか。

吉岡委員 表の中に、育児短時間勤務及び部分休業とありましたが、部分休業というのは、どのようなものでしょうか。

学校教育課長 部分休業につきましては、1日の正規の勤務時間のうち、始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で勤務をしないことができる制度であります。

教育部長 若干の補足として、部分休業につきましては、既に育児休業等に関する法律で法整備化されております。今回は、これに新たに育児短時間勤務を加えて整備をさせていただきます。

岩田委員長 ほかにご意見、質問等はございませんでしょうか。

（質疑、意見なし）

岩田委員長 それでは質疑もないようですのでお諮りします。議案第40号及び第41号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第40号及び第41号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第6 議案第42号 平成21年度使用小学校教科用図書の採択についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第42号 平成21年度使用小学校教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条の規定に基づき、平成21年度小学校使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、谷合学校教育課主幹に説明させますので、慎重にご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

学校教育課主幹 今日は、調査委員会からの報告書に基づき、先日行われました西多摩地区教科用図書採択協議会で選定された教科書について、この委員会で採択をしていただきたいと思います。

資料は、調査委員会による調査研究報告書と平成21年使用小学校教科用図書西多摩地区選定教科書とその理由という2種類があります。

最初に国語です。現在使用している国語の教科書は、光村図書出版です。調査研究を行ったのは、光村図書出版、東京書籍、大阪書籍、教育出版の計4社です。採択協議会で選定された光村図書出版は、

- ・各単元のねらいが明確である。指導事項は、基礎的・基本的な内容に精選されており、学習の重点化が図られている。
 - ・児童にとって必然性のある学習活動を設定したり、児童の実態に合ったものとなっている。
 - ・言葉遊び、リズムのある文章の暗唱等、児童が楽しく学習できるよう、工夫されている。
 - ・小単元が系統的に配列されている。
 - ・名作と言われる文学作品が多く取り上げられており、豊かな人間性の育成に有効である。
- というようなことが高く評価されています。

構成・分量については、

- ・単元配列がバランスよい。
 - ・見開きの構成が、分かりやすくよい。
- という点が良さとして示されました。

表記・表現については、

- ・特に文学的文章において、美しい文体の作品が多く、言葉のリズムの快さが感じられる。
 - ・児童の発達段階に応じて、分かりやすい文章・語句を使っており、読みやすい。
- ということがございました。

使用上の便宜としては、

- ・新出漢字の筆順等が巻末にまとめられており、使いやすい。
- ・他教科や総合的な学習の時間との関連を考慮した説明的文章が多く、学んだことを様々な場で活用しやすくなっている。

このようなことが、採択協議会の中で選定理由として挙げられた大きな理由でありました。

学校教育課主幹 次は、書写になります。書写について、調査研究を行ったのは、光村図書出版、東京書籍、大阪書籍、教育出版の計4社です。現在使用しているのは、光村図書出版です。

選定された光村図書出版の内容については、

- ・各文字に関する基礎的・基本的な知識・理解について学び、次に毛筆技能の習得、硬筆への応用と学習を進めるようになっており、硬筆と毛筆とが一体化した学習ができる。

構成・分量としては、

- ・配当されている指導時数や分量は、適切である。

表記・表現としては、

- ・硬筆と毛筆の字体は統一され、美しく、臨書の学習で児童が書きやすい。ということがありました。

使用上の便宜として

- ・姿勢や用具の持ち方等について、詳しく取り上げられており、水を使う毛筆学習への配慮がなされている。という形で、学習に使いやすいということで選定理由として挙げられました。

学校教育課主幹 次は、社会になります。社会については、東京書籍、大阪書籍、教育出版、光村図書出版、日本文教社の5社が挙げられました。現在使用しているのは、東京書籍です。

選定された内容につきましては、

- ・「とびだせ」「チャレンジ」などのコーナーで主体的な学習を進める手立てと手順にふれており、内容も発展的な学習になっている。
- ・グラフの読み取りから、学習問題作り、調査方法、まとめ方を確認しながら学習が進められる。
- ・学習の基礎・基本が十分に押さえられている。という、社会科における統計資料などを読み込む力をたいへん学びやすいものとなっている。

構成・分量として

- ・系統性があり、内容、分量も適切であり、基礎・基本も重視しつつ、発展的な内容も盛り込まれている。
- ・「わたしたちの国土と環境」の内容が児童の学習意欲を高める点で充実している。
- ・歴史学習では、児童の関心を高めるため、その時代の象徴的な事象を取り上げ、学習課題を児童が考えやすいように工夫されている。

表記・表現として

- ・写真，地図，挿絵が多くて見やすい。
 - ・字の大きさが見やすく，行間もあいている。
 - ・表現が分かりやすく，学年に応じたものになっている。
- 使用上の便宜としては，
- ・学習問題が明確で関係資料も豊富である。

このようなことを踏まえ，教科書として学習して行く上で使いやすいという理由で，今回も東京書籍を挙げておきます。

学校教育課主幹 次は地図帳です。地図帳については，東京書籍と帝国書院の2社が挙げられます。現在使用しているのは，帝国書院です。選定された帝国書院の内容としては，

- ・地図帳で楽しく学べるように，地図の見方や学び方が最初に載せてあり，しっかり身に付くようになっている。
- イラストや説明もよい。
- ・グラフや図表が見やすく，何の資料かがはっきり示してあり，児童が学習を深めるのに役立つ。
 - ・自然・環境についても記載されており，現代の課題に対応している。
- 構成・分量は，
- ・全体の内容配列は適切で，地形・気候・農水産業など基本的な資料が載っていて，学びやすいような工夫がされている。
- 表記・表現として，
- ・基本図の縮尺や図法の種類も適切である。
 - ・地図には，必要なことや調べたいことが記述されている。
 - ・地図の中の見号で，特産物が示されていてよい。

使用上の便宜として、

- ・索引が引きやすく、ページがめくりやすい。
- ・各ページに学習の観点が表記されており、学習活動を行いやすい。

以上の内容が選定の理由として挙げられておりました。

学校教育課主幹 次は算数です。算数については、東京書籍、大阪書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の計6社です。現在使用しているのは、学校図書です。

選定された学校図書の内容として、

- ・低学年での四則計算では、具体物を例示したりブロック操作を用いたりして、説明が丁寧で分かりやすい。
- ・復習や練習がそれぞれの押さえどころに配置されていて、理解を深めるのに役立つ。
- ・新しい単元の導入時は、以前の学習の復習ページが用意され、児童が既習事項の振り返りをして学習をスタートできる。

構成・分量として、

- ・各単元末に「練習」「力試し」「チャレンジ」というステップを踏んだまとめの問題が設定され、分量も適当である。

表記・表現として、

- ・「大切なところ」のまとめが視覚的にとらえやすい。
- ・長さの計測は、大きく図式化表現をすることで、理解しやすい工夫がされている。かけ算導入の写真が、同じ数に着目しやすく、よい例題が工夫されている。
- ・単元の中身を基本から発展的へと小見出しがつけてあり、分かりやすい。

使用上の便宜として、

- ・ドット・ブロック・図・絵などの多様な具体的な物を例示して数が考えやすく、また1つの数を多種類の例で示しているのがよい。

以上の内容が、子どもたちが学びやすいとして選定に挙げられておりました。

学校教育課主幹 次は理科です。理科については、大日本図書、学校図書、教育出版、信教出版、啓林館の計5社です。現在使用しているのは、大日本図書です。

選定された大日本図書の内容として、

- ・予想を立てさせ、結果は次ページに書くことによって、児童に関心をもたせる工夫がある。
- ・発展的な内容が適度に載っているので、児童の興味・関心を引き出しやすい。

構成・分量として、

- ・単元の学習内容の理解を深めるような読み物が資料に書かれてあり、参考になる。
- ・実験の手順、安全上の注意が分かりやすく説明されている。同じページに結果が出ていないので、後でまとめることができる。

表記・表現として、

- ・図の提示がシンプルで、見やすく、分かりやすい。
- ・学習のポイントやつぶやきなどが吹き出しで書かれてあり、身近に感じられる。
- ・理科の学び方の手引きカードが具体的で、自主的な学習に効果的である。

使用上の便宜として、

- ・「どうなるのかな。」「なぜだろう」と、自然に対して問いかけたくなるような詩もあり、児童の心を学習に引き込む。

検定教科書として、適切ではないかということで挙げられております

学校教育課主幹 次は生活です。生活については、東京書籍、大阪出版、大日本図書、学習研究社、教育出版、信教出版、光村図書出版、啓林館、一橋出版、日本文教出版の計10社です。現在使用しているのは、東京書籍です。生活科は1・2年のみ使用する教科書です。

選定された東京書籍の内容として、

- ・ポケットずかん・べんりてちょうは、野外活動や発展的な学習をする際に、参考資料として活用できる。
- ・植物の成長過程が一目で見通せる「3段パノラマ」など、資料の掲示に工夫を凝らし、児童の意欲を高め、具体的な活動の中での気づきを誘う。
- ・身近な題材を扱っている。

構成・分量として、

- ・ページの上にねらいが明記され、児童が課題解決学習を進めて行きやすい。

表記・表現として、

- ・児童の作品事例が豊富で、大変見やすい。
- ・掲載されている写真が、児童の問題解決に役立つものである。

使用上の便宜としては、

- ・事例が豊富なので、各校の環境に合わせた教材を選択したり、発展学習として活用したりしやすい。

以上のような理由が挙げられました。

学校教育課主幹 次は音楽です。音楽については、東京書籍、教育出版、教育芸術社の計3社です。現在使用しているのは、教育出版です。

選定された教育出版の内容として、

- ・日本語の民謡、わらべうた、世界の児童の歌、世界の民謡、日本の伝統音楽が鑑賞と表現でバランスよく扱わ

れている。

- ・学習のねらい、めあてが「～しよう」だけでなく「響きの変化を味わって」や「曲に込められた思いを感じ取って」等、児童に分かりやすく表現してある。

構成・分量は、

- ・巻頭にある、世界で活躍する音楽家からのメッセージは、児童たちに音楽を愛する精神を伝え、興味・関心・意欲のきっかけになる。
- ・発展的内容に説明が加わり分かりやすい。
- ・各学年とも楽曲が豊富に扱われている。
- ・1年生では、保育園・幼稚園との接続が図られている教材がみられる。

表記・表現として、

- ・鮮明な写真や挿絵が適切に配置されており、楽曲のイメージを妨げず、全体を通して統一感のある構成になっている。
- ・重要なところを色塗りしてありポイントが押さえやすい。

使用上の便宜としては、

- ・各学年の巻末に、全校で歌える楽曲が複数載っていて指導しやすい。
- ・器楽教材においては、楽器を自由に選択できる曲が多く、実態に応じて対応できる。
- ・3年生以上の各巻末にリコーダーの指使いと楽典が載っている。

以上のような理由が挙げられました。

学校教育課主幹 次は図画工作です。図画工作については、東京書籍、開隆堂出版、日本文教出版の計3社です。現在使用しているのは、開隆堂出版です。

選定された開隆堂出版の内容として、

- ・全学年を通じ、自然物（木・草・土など）を素材にした事例（高学年では間伐材の使用）が紹介され、環境教育の側面からも十分指導に生かせる。
- ・道具の種類や扱い方が詳しく載っていて分かりやすい。
- ・全学年の題材を系統的に配置し、内容が無理なく設定されている。
- ・発達段階に応じた内容になっている。

構成・分量は、

- ・系統性をもつように配慮されている。
- ・題材の具体的な扱い方が表現され、児童にも学習内容が分かりやすく工夫がなされている。

表記・表現として、

- ・分かり易い表記・表現になるように、十分配慮されている。
- ・視覚的に訴え、児童が学習活動に生かしたくなる表現になっている。
- ・児童の感性が読み取れる作品が多く示されていて良い。

使用上の便宜としては、

- ・学習のねらいがはっきり分かるよう工夫されている。
- ・「道具箱」は、図解が詳しく内容が分かりやすく工夫してある。

以上のような理由が挙げられました。

学校教育課主幹 次は家庭科です。家庭科については、東京書籍、開隆堂出版の計2社です。現在使用しているのは、東京書籍です。

選定された東京書籍の内容として、

- ・各単元の導入部を中心に、「？」マークで「調べたり，話し合ったり，作業したり・・・」する多様な直接体験を設定し，家庭生活を見つめ直し，家庭生活への関心を高めるための工夫がなされている。
 - ・環境教育，消費者教育，安全教育などについて総合的な取り扱いだけでなく，個々の学習場面の中で随所に「環境」「消費者」「安全」などのマークが用いてあり，学習したことが児童の生活に生きるようになっている。
 - ・ミシンの使い方について「使い方の練習」の方法を含め，4ページにわたり詳細な説明があり，理解しやすい。
 - ・男性の家事参加などの絵や写真が数カ所あり，男女平等の立場が示されている。
 - ・調理は卵や野菜をゆでたり，いためたりするなど，比較的平易な物から扱うように題材が設定されている。
- 構成・分量では，
- ・説明や手順が細かく丁寧であり，基本的な作品例が数多く掲載されている。
 - ・玉結び，玉どめ，ボタンつけ等の写真が大きく細かくて分かりやすい。
- 表記・表現として，
- ・写真や挿絵が大きく児童が親しみやすい。特に単元毎に大きな写真が掲載され興味・関心を喚起させる。
- 使用上の便宜としては，
- ・書き込み欄が多く，児童の学習に生かしやすい。
- 以上のような理由が挙げられました。

学校教育課主幹 最後に保健です。保健は，体育の中にあるのですが，体育は教科書がありません。保健については，教科書があり，3年生以上が使用します。保健は，東京書籍，大日本図書，学習研究社，文教社，光文書院の計5社です。現在使用しているのは，学習研究社です。

選定された学習研究社の内容として，

- ・「心の健康」の単元が三つの小単元で構成されており，扱いが丁寧である。

- ・ 基本的な内容が丁寧に押さえてあり，発展的な内容が身近な内容になっているので，児童は親しみをもって学習できる。
- ・ 科学的な視点が明確になっている実験が，よく取り上げられている。
構成・分量として，
- ・ 写真やイラストが全ページにおいて効果的に適切に構成されている。
表記・表現として，
- ・ ミニ知識の欄は適切な内容で，インターネットのホームページの掲載も適切である。
使用上の便宜としては，
- ・ ワークシートの内容が，日常生活を振り返ることができるようになっており，児童たちの意欲・関心を高めるように配慮されている。
- ・ 3・4年の「体の成長」にかかわる学習において，学習問題を提示し，学習活動が展開しやすいように工夫している。

以上のような理由が挙げられました。

採択協議会の中で，現行の教科書以外の選定はありませんでした。理由としては，ここに示されていたいているもののほか，子どもたちが現行の教科書に慣れ親しんで使いやすいということも挙げられておりました。私からは以上です。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何か質疑は，ございませんでしょうか。

大澤委員 選定教科書の理由の説明がありました，各教科の専門部会で十分検討がなされ，その上での調査委員会の検討も十分になされたということで，それが採択協議会に挙げられたということで，内容に関して異議を申し上げることはありません。本来は付けなくても良い資料か分かりませんが，調査委員会による調査研究と比較してみ

ると、調査委員会の報告書には、選定教科書の中にも多少マイナスの内容も含まれております。書写や社会、算数や音楽などに見られました。例えば、社会科で見ますと、調査・研究報告書の中では、内容の部分の最初に、歴史上重要な史実が十分に記述されない例も一部見受けられるとあります。そういったマイナス面も考慮した上で、選定されたものと理解してよろしいでしょうか。

また、それとは別に、地域や保護者からアンケートを取っている形になっているかと思いますが、何か感じていることがあったのか、意見があったのか、お聞かせいただけたらと思います。

学校教育課主幹 最初に専門委員会で、各教科ごとの先生方が選出されて、見本本を見て、5つの項目について、優れた点と課題を明確にしております。あえて調査報告書を付けているのは、大澤委員のご指摘の通り、課題もあるからです。例として社会を挙げられていましたが、現行の東京書籍においても、構成・分量について、歴史の流れに必ずしも沿っていない点が見受けられるが、児童の関心を高めるため、時代の象徴的な事象を取り上げ、学習課題を児童が考えやすいように工夫されていると書かれております。

現行の社会科教育の中においては、細かく何年に誰が来てという、昔のような暗記型のものではなく、概要的にものを押さえるという考え方があり、小学校ではそういう形で押さえられています。そのため、歴史の流れに必ずしも沿っていない点がありますが、支障はないだろうというお話しが出ていました。

そういった内容を細かく説明しなかったのは申し訳なかったのですが、いくつか、そういった課題が実際問題として出ております。

先程の説明以外として、学校図書の算数では、計算領域の単元導入時には、”計算の仕方を考えよう”という学習が特設されているが、導入時の内容と重複していて扱いにくい。また、問題の考え方の代表例が3つくらい載っているが、児童の実態に合っていないものがあるというご指摘もありました。

他教科として、1・2年生は生活科という社会と理科と合科であるため、理科は3年生で初めて学習すること

になります。大日本図書理科において、興味・関心の点から、1学期は生物分野だけでなく物理分野などがあるとのおよしいといった課題はありつつも、全体的に他社と比較する中で、現行で使っていることの良さも含めて、調査委員会の中でも特に大きな質問もございませんでしたし、採択協議会でもよろしいのではないかと話がありました。

2点目の保護者、PTAの件ですが、採択協議会以前に調査委員会がございます。そこには、3町1村からの代表のPTAの方がお一人ずつ入っております。その方々から、報告に対して大きなご質問やご意見はございませんでした。また今回、古里で教科書の展示もしておりました。そこでは、アンケート1通がありました。そこに書かれていたことは、学校の先生方が、子どもたちを教えるのに使いやすい教科書を、そして子どもに使いやすい教科書をぜひ選定してくださいと書かれておりました。

岩田委員長 ほかにご意見、質問等がございますか。
 (質疑、意見なし)

岩田委員長 それでは意見等ないようですので、お諮りします。議案第42号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第42号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第7 議案第43号 平成21年度使用中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第43号 平成21年度使用中学校教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第14条の規定に基づき、平成21年度中学校使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、谷合学校教育課主幹に説明させますので、慎重にご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

学校教育課主幹 教育長の口述にありましたように、第14条には義務教育小学校において、使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令が定める期間、4年になりますが、毎年度、種目ごとに同様の教科用図書を採択するものとあります。

中学校については、平成17年度に採択をし、平成18年度から使用しておりますので、平成21年度まで同じ教科書を使用していくわけです。ですが、前年度の3月31日までに次の年で使う教科書については、教育委員会で採択をしなさいという決まりになっております。

平成21年度使用中学校教科用図書一覧表ということで、昨年度と同じ内容となっております。そして来年度も使用していきたいと思っております。

国語と書写は、光村図書出版です。社会の地理的分野は帝国書院。歴史的分野は帝国書院。公民的分野は教育出版。地図は帝国書院。数学は東京書籍。理科の第1分野、第2分野は啓林館。音楽の一般と器楽合奏は教育芸術社。美術は日本文教出版。保健体育の保健分野は、東京書籍。技術・家庭の技術分野は開隆堂出版。家庭分野は開隆堂出版。英語は学校図書という形で、来年度も中学校は、この教科書を使用していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何か質疑、ご意見等はございませんか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。それではお諮りします。議案第43号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第43号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第8 議案第44号 平成21年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第44号 平成21年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成21年度小学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、谷合学校教育課主幹に説明させていただきますので、慎重にご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

学校教育課主幹 昨年度までは、170条本という形で説明させていただいていたのですが、法律の改正により、学校教育法附則の第9条の中に教科用図書使用の経過措置として、特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるという規定があります。その法律に基づきまして、特別支援学級においては一般図書と呼ばれるものの中から、教科書を選定させていただきますので、教育委員会で採択していただいているところで

平成21年度使用小学校特別支援学級教科用図書一覧表の裏に教育課程の第4表の1、小学校の特別支援学級の教育課程の各教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間の年間授業時数配当表の教科名と教科書があつてを確認していただくため、付けさせていただきます。

国語については、同成社と学習研究社のものを使っていきたいと考えております。席の後になりますが、見本を準備しております。書写は、あかね書房「もじのえほん あいうえお」「もじのえほん かたかなアイウエオ」やひさかたチャイルド、太郎次郎社などを使っております。算数は、「ゆっくり学ぶ子のための」というシリーズ

ものですが、「さんすう」1～5を学年進行に合わせて使っております。くもん出版の「くもんのとけいカード」を使っております。音楽は、こぐま社の「いっしょにうたって！たのしいうたの絵本」。これは、1年生から6年生まで授業を一緒にやっておりますので、同じ教科書を使っております。図画工作の「たのしいこうさくきょうしつ1」も、1年生から6年生まで授業を一緒にやっておりますので、同じ教科書を使っております。保健の福音館書店の「かがくのとも傑作集（わくわく・にんげん）きゅうきゅうばこ」ということで、人間の体について。金の星社の、「やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの？」ということで、性教育の初歩的な部分ですが、体の成長にかかわる内容について3年生で取り扱っています。生活は、「ひとりでできるもん」シリーズや「子どものマナー図鑑」ということで、食育にかかわる内容等を取り組んでいるところであります。

このように、特別支援学級においてもお子さんたちの発達段階に応じた教科学習を積極的に取り入れているところでございます。ここで前年度使用の欄に×が付いているところがありますが、これは今年度新しく使う教科書です。○は、前年度も使っているものでございます。以上で説明を終わります。

岩田委員長 それでは説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

（質疑、意見なし）

岩田委員長 質疑、質問等ないようですので、お諮りします。議案第44号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第44号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第9 議案第45号 平成21年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第45号 平成21年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択についての提案理由を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成21年度中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、谷合学校教育課主幹に説明させていただきますので、慎重にご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課主幹 先ほどの小学校特別支援学級と、考え方は同じでございます。国語は、偕成社の「五味太郎・言葉図鑑⑤ つなぎのことば」ということで、全学年同じ教科書を使って勉強しております。書写は、「漢字がたのしくなる本」シリーズを準備しております。社会科は、岩崎書店の「知識の絵本1 ちずあそび」。成美堂出版の「調べ学習に役立つ日本の地図」。数学は、東洋館出版が出している「くらしに役立つ数学」。理科は、福音館書店「科学シリーズ じめんのうえとじめんのした」というものを使っています。音楽は、ドレミ出版社の「保育名歌 こどものうた100選」ということで、これは昨年度使っていなかったものになります。美術は、ポプラ社「ペーパーランド⑩ 色セロハンでつくろう」、学習研究社の「あそびのおうさまずかん12 リサイクルこうさく」というものを使っています。保健体育の保健では、福音館書店「かがくのとも傑作集(わくわく・にんげん) きゅうきゅうばこ」ということで、小学校と同じものを使っています。技術家庭では、偕成社の「子どものマナー図鑑1 ふだんの生活のマナー」, 「子どものマナー図鑑2 食事のマナー」。英語は、教育学習研究社「小学生英語の勉強室ABCのおけいこ」, 学習研究社の「学研の英語ずかん2」というものを使っております。一緒に学んでおりますので、同じ教科書を使っております。以上でございます。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何か質疑及びご意見がございましたら、お受けいたします。

吉野委員 小学校と共通していると思うのですが、音楽でどちらも歌の教科書が前年度使用に×が付いております。これは、これまで音楽をやってこなかったということではないわけですね。

学校教育課主幹 来年度、教科書を変えるだけで、音楽は必ず歌唱と器楽の両方をやらなくてはならないので、きちんとやっ

てきております。教科書を変えるだけです。

岩田委員長 ほか何かございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長 質疑、ご意見等ないようですので、お諮りします。議案第45号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第45号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第10 議案第46号 第68回国民体育大会庁内連絡会設置要綱を議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第46号 「第68回国民体育大会庁内連絡会設置要綱」について、提案理由のご説明を申し上げます。

国民体育大会において、瑞穂町で実施するソフトボール競技の開催に伴い、第68回国民体育大会庁内連絡会設置要綱を制定するため、本案を提出するものであります。

この要綱は、庁内の関係部署が連携し、かつ、協議会の円滑な運営を行うための連絡会を設置するものであります。附則といたしまして、この訓令は、交付の日から施行するものです。

詳細につきましては、横沢社会教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

社会教育課長 議案第46号 「第68回国民体育大会庁内連絡会設置要綱」について、ご説明を申し上げます。

平成25年(2013年)に実施予定の東京国民体育大会につきまして、瑞穂町では、ソフトボール競技(少年男子)を実施する予定でございます。現時点で会場を町営第2グラウンドと、長岡いこいの広場で実施する方向で東京都と調整をしております。今後、庁内及び関係者の協力体制や、開催に伴う環境整備に関することなどを

進め、かつ競技会の円滑な運営を行うために新規に要綱を設置するものであります。

内容について、ご説明申し上げます。

第1条では、設置について、定めるものでございます。第2条では、所掌事項について、定めるものでございます。第3条では、組織について、定めるものでございます。第4条では、委員の任期について、定めるものでございます。第5条では、委員長及び副委員長について、定めるものでございます。第6条では、会議について、定めるものでございます。第7条では、庶務について、定めるものでございます。第8条では、委任について、定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項この訓令は、公布の日から施行するものであります。第2項として、この訓令は、平成26年3月31日限り、その効力を失うものでございます。以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何か質疑、ご意見等ありますでしょうか。

岩田委員長 ここで、失効が平成26年3月31日限りとなっておりますが、これはどのようなことで、この日にちが決まったのでしょうか。

社会教育課長 平成25年度に実施しますので、平成25年度末をもって失効するということです。

岩田委員長 ほかに質疑はないでしょうか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長 ご意見、ご質問もないようですので、お諮りします。議案第46号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第46号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第11 議案第47号 瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。
教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第47号 「瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の一部を改正する告示」について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町スポーツ賞表彰審査会の組織を明確にするため、要綱を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

今回の主な改正は、教育委員会が委嘱する委員を瑞穂町体育協会会長、瑞穂町体育指導委員協議会会長、瑞穂町青少年委員会委員長、瑞穂町社会教育委員の会議議長、瑞穂町町内会連合会会長の5名とし、委員を明確にするものであり、その他は文言を整理したものであります。附則といたしまして、この告示は、交付の日から施行するものでございます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由といたします。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何か質疑、ご意見はございませんか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長 質疑、ご意見等もないようですので、お諮りします。議案第47号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第47号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第12 議案第48号 瑞穂町耕心館条例施行規則を廃止する規則を議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第48号 「瑞穂町耕心館条例施行規則を廃止する規則」について、提案理由のご説明を申し上げます。
瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例施行規則策定に伴い、瑞穂町耕心館条例施行規則を廃止するために、

本案を提出するものであります。

この施行規則は、平成19年12月の議会において、「瑞穂町耕心館条例の設置及び管理に関する条例」の全部改正の議案を上程し、可決いただき、それに伴い耕心館の管理に関する委任を町の施行規則により、制定することになりました。

その後、平成20年5月30日に本日の報告事項2にございます、「瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例施行規則」が策定され、本案を提出し、旧の施行規則を廃止するものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年10月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由といたします。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何か質問、ご意見等はございませんか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長 それでは質問、ご意見等ないようですので、お諮りします。議案第48号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第48号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第13 報告事項1 教育長職務代理者の指定について、教育長より報告願います。

岩本教育長 報告事項1 教育長職務代理者の指定について報告します。

教育長が海外に渡航するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項の規定により、教育長の職務代理者を下記の通り指定するものであります。

1 職務代理者の名称 瑞穂町教育委員会教育長職務代理者 瑞穂町教育委員会事務局教育部長 村山 正利

2 職務代理期間 平成20年8月2日(土)から12日(火)まで

以上のとおり、報告いたします。

岩田委員長 これは報告事項であるため、次の報告事項に移ります。

岩田委員長 日程第14 報告事項2 瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定報告について、教育長より報告願います。

岩本教育長 報告事項2 「瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例施行規則」制定報告について、申し上げます。

瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第27号）の施行について、必要な事項を定めたものであります。

これまで、教育委員会の条例施行規則であったものを、町部局の施行規則に改め、第2条で、耕心館の管理委任を明記しております。また、第12条は指定管理者に管理を行わせる場合の読替え規定になっており、これにより、指定管理者による管理が可能になるものであります。

なお、7月22日の耕心館指定管理者選定により、業者が内定しております。

指定管理者の名称は、アクティオ 株式会社 代表取締役社長 植村 敏明 であります。所在地は、東京都目黒区上目黒三丁目2番3号りそな中目黒ビル6階

指定の期間は、平成20年10月1日から平成25年3月31日までです。以上報告とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりましたので、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（質疑、意見なし）

岩田委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成20年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時50分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員